

長野県食と農業農村振興審議会松本地区部会次第

日時: 令和4年 10 月 7 日(金)10:00～12:00

場所: 松本合同庁舎 502 号会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 会議事項

(1) 第3期長野県食と農業農村振興計画の目標達成に向けた取組について

(2) 次期長野県食と農業農村振計画「松本地域の発展方向」の策定について

5 閉 会

食と農業農村振興審議会松本地区部会委員

任期 2年間（令和4年7月28日～令和6年7月27日）

区分	氏名	所属	備考
農業者	百瀬 茂敏（初）	農業経営者協会松筑支部長	
	濱 由美子（初）	農村生活マイスター松塩筑支部長	
消費者	降旗 道子（初）	栄養士会中信支部	
農業委員	田中 悦郎（初）	松塩筑安曇農業委員会協議会長 松本市農業委員会会長	
	中村 洋子（初）	女性農業委員	
関係団体	三村 晴夫（2期目）	J A松本ハイランド常務理事	
	上條 信太郎（4期目）	中信平土地改良区連合理事長 長野県梓川土地改良区理事長	
市村	山崎 岳志（初）	安曇野市農林部農政課長	
	村田 鋭太（初）	山形村産業振興課長	
流通業者	原 武彦（2期目）	松本市公設卸売市場協議会会長 株式会社R&Cながの青果松本支社長	

敬称略

長野県食と農業農村審議会松本地区部会事務局員名簿

役 職	氏 名	所 属
事務局長	三田 毅	松本農業農村支援センター 所長兼農業農村振興課長
事務局員	中澤 徹守	松本農業農村支援センター 技術経営普及課 企画幹兼技術経営普及課長
"	遠藤 尚行	松本農業農村支援センター 農業農村振興課 農政係長
"	曾山 岩美	松本農業農村支援センター 農業農村振興課 農村振興係 担当係長
"	宮本 周司	松本農業農村支援センター 農業農村振興課 副参事兼課長補佐兼生産振興係長
"	市川 一喜	松本農業農村支援センター 農業農村振興課 生産振興係 担当係長
"	徳永 聡	松本農業農村支援センター 技術経営普及課 課長補佐兼技術経営係長
"	戸谷 修一	松本農業農村支援センター 技術経営普及課 課長補佐兼地域第一係長
"	百瀬 義男	松本農業農村支援センター 技術経営普及課 課長補佐兼地域第二係長
"	古畑 優	松本地域振興局 農地整備課 企画幹兼計画調査係長
"	鈴木 良一	松本地域振興局 林務課 専門幹兼鳥獣対策専門員
"	高野 唯史	松本地域振興局 商工観光課 工業係長
"	木内 英明	松本家畜保健衛生所 保健衛生課 企画幹兼保健衛生課長
"	篠田 秀明	松本農業農村支援センター 農業農村振興課 農村振興係長
合 計		14 人

座席表

議長（部会長）

○ 机1

農業経営者協会松筑支部長

百瀬 茂敏 委員 ○

農村生活マイスター松塩筑支部長

濱 由美子 委員 ○

長野県栄養士会中信支部

降旗 道子 委員 ○

安曇野市農業委員

中村 洋子 委員 ○

松塩筑南安曇農業委員会協議会長
松本市農業委員会会長

田中 悦郎 部会長 ○

机5

J A松本ハイランド常務理事

○ 三村 晴夫 委員

中信平土地改良区連合理事長
長野県梓川土地改良区理事長

○ 上條 信太郎 委員

安曇野市農林部農政課長

○ 山崎 岳志 委員

山形村産業振興課長

○ 村田 鋭太 委員

松本市公設卸売市場協議会長
株式会社R&C長野青果松本支社長

○ 原 武彦 委員

机5

机3

農業農村支援センター
篠田

農業農村支援センター
中澤課長

農業農村支援センター
三田所長

振興局
草間局長

農地整備課
松川課長

松本家畜保健衛生所
宮澤所長

机3

農業農村支援センター
宮本課長補佐

農業農村支援センター
徳永課長補佐

林務課
鈴木専門員

商工観光課
高野係長

農地整備課
古畑企画幹

松本家畜保健衛生所
木内課長

報道

机2

出入口

長野県食と農業農村振興審議会における地区部会の設置規程

第1 設置の目的

「長野県食と農業農村振興の県民条例」に基づいて策定する「長野県食と農業農村振興計画」（以下「振興計画」）策定及び県が実施する食と農業・農村に関する施策に関し、各地域の県民の意見の反映と、地域の特性を生かした地域別の発展方向の策定及び検証を行うため「長野県食と農業農村振興審議会」に地区部会を設置する。

第2 地区部会の設置

「長野県食と農業農村振興の県民条例」に規定されているとおり、地域振興局の管轄区域ごとに、部会を設置する。

第3 地区部会の組織

- (1) 地区部会は、部会委員10人程度で組織する。
- (2) 地区部会の部会委員は、農業者、消費者、農業関係団体、農業委員、市町村職員などから、地域振興局長が任命する。
- (3) 部会委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4 会議の運営

- (1) 地区部会には部会長を置き、部会委員が互選する。
- (2) 部会長は、会務を総理し、部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した部会委員がその職務を代理する。
- (3) 会議は、部会長が招集し、会長が議長となる。
- (4) 部会長が認める場合は、部会委員以外の者がオブザーバーとして協議に参画することができる。
- (5) 会議は、部会委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- (6) 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (7) 会議は、原則として公開とする。
- (8) 地区部会の事務局は、地域振興局農業農村支援センター農業農村振興課に置くこととし、事務局長は、地域振興局農業農村支援センター所長の職にある者が充たる。

第5 地区部会の任務

地区部会は、次に掲げる事項について検討し、部会長は、「長野県食と農業農村振興審議会」に報告するものとする。

- (1) 県が策定する振興計画及び県が実施する食と農業・農村に関する施策に関する地域の意見の集約
- (2) 県の振興計画に基づき、地域の特性を踏まえた「地域別の発展方向」の策定及び検証
- (3) その他、食と農業及び農村の振興に関し、地域で必要な事項

(補 足)

この規程に定めのあるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、事務局が会議に諮って定める。

(附 則)

この規程は、平成19年1月19日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。